

大阪府警察の人才確保における指定リクルーターについて

対象受検機関：警察本部警務部警務課

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項(意見)																
<p>1 大阪府警察の募集活動の現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大阪府警察の令和5年度の警察官申込者数は、令和3年度に比べて約4割減少している。 ・ 申込者数の拡大に向け、府内をはじめとする高校、大学等での業務説明会等を積極的に増やし、令和5年採用にかかる業務説明会を259回実施するとともに、若手警察官を指定リクルーター（以下「リクルーター」という。）として、業務説明会において生の声を伝えるなどの工夫を行っている。 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">警察官（巡査）府内採用選考状況 (人)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>申込者数</td> <td>9,313</td> <td>6,789</td> <td>5,839</td> </tr> <tr> <td>最終合格者数</td> <td>1,043</td> <td>1,113</td> <td>1,259</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 リクルーターについて</p> <p>(1) 概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リクルーターは、採用後おおむね5年以内の所属職員の中から指定される。令和5年度は137名が指定されており、多くは警察署の地域課（交番担当）に所属している。任期は1年。 ・ 受験予定者の年齢に近いリクルーターが警察学校での訓練や寮生活、警察学校卒業後の現場での経験等、実体験を伝えることで受験意欲を高めるとともに、現実の厳しさも認識してもらい、理想と現実のギャップを減らすことを目的としている。 ・ 同様のリクルーター制度は、他の都道府県警察においてもみられるが、それぞれで運用されている。 <p>(2) 主な任務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出身学校のゼミナール及びクラブの後輩等への受験勧奨活動 ・ 出身学校又は所属する警察署の管内に所在する大学、高等学校等への訪問、就職説明会への参加 ・ 大規模説明会や体験セミナー等への参加 <p>(3) 実績と効果検証</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5年度の全受験申込者数5,839名のうち、リクルーターが業務説明会に赴いた高校・大学からの受験申込者数は930名（全体の約16%）。試験の公平性を保つため、リクルーターが受験勧奨を行った受験生の個人情報等は把握していない。 ・ リクルーター参加の業務説明会は、参加者から好評を得ているため、今後も継続していく予定。 <p>(4) リクルーターの周知や問合せ方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大阪府警察では公平性など考慮し、大阪府警察の採用案内のウェブサイトやパンフレットにリクルーターに関する情報は掲載していない。他の都道府県警察では、リクルーターの役割紹介や受験生が学校検索により先輩リクルーターが所属する警察署等に直接問合せができるよう情報をウェブサイトに掲載し周知しているところがある。 ・ 受験生からの採用に関する問合せは、採用センターで対応しており、受験生がリクルーターとの対話を希望した場合は、採用センターがリクルーターを紹介している。 	警察官（巡査）府内採用選考状況 (人)					令和3年度	令和4年度	令和5年度	申込者数	9,313	6,789	5,839	最終合格者数	1,043	1,113	1,259	<p>大阪府警察では、リクルーター制度について積極的に広報しておらず、また、ウェブサイトや採用パンフレットにもリクルーターに関する説明はないことから、優秀な人材の確保を図るうえでリクルーターが効果的に運用されているとはいえない。</p>	<p>申込者数を拡大するため、受験生が希望すれば、リクルーターから生の話を聞けるよう、ウェブサイト等においてリクルーター制度をPRするとともに、話を聞くための申込方法を掲載するなど、リクルーターを効果的に運用されたい。</p>
警察官（巡査）府内採用選考状況 (人)																		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度															
申込者数	9,313	6,789	5,839															
最終合格者数	1,043	1,113	1,259															
措置の内容																		

- 大阪府警察ウェブサイトの採用ページにおいて「指定リクルーターとは」を追加し、指定リクルーターについての説明を掲載するとともに、指定リクルーターへの依頼や質問がある場合は採用センターまで問合せをしてもらうように明記した（令和7年6月13日掲載・更新）。
- 採用パンフレットに、指定リクルーターについての説明をリクルーターの写真とともに掲載し、リクルーター制度のPRを図った（令和7年度版より掲載）。
- 管内の大学、高等学校等への採用募集活動を行っている各警察署の採用募集活動推進補助者を集めて実施した会議において、指定リクルーターの運用に関する教養を行ったほか、採用センターが高校や大学などで説明会などを行う際に、訪問先がリクルーターの母校である場合は、積極的に当該リクルーターを同行させる方針を示し、各警察署への周知を図った。

監査（検査）実施年月日（委員：令和6年8月6日、事務局：令和6年6月3日から同年8月30日まで）